

フランスにおけるプライバシーと忘却：「忘れられる権利」の由来をたどって

著者	羽賀 由利子
著者別表示	Haga Yuriko
雑誌名	金沢法学
巻	60
号	2
ページ	123-157
発行年	2018-03-01
URL	http://doi.org/10.24517/00050367

フランスにおけるプライバシーと忘却： 「忘れられる権利」の由来をたどって

羽賀由利子

はじめに

「忘れられる権利」とは、簡潔に言えば、インターネット上の情報の削除を請求する権利である¹。かつては時間の経過によって人々の記憶から消えていた情報は、今日ではインターネット上に永続的に蓄積され²、いつまでも色褪せずに保管される。これにより、もはや遠い過去となった事実が蒸し返され、かつての過ちをいつまでも責められ、それゆえ仕事がうまく回らなかったり、自身や家族の平穏な生活に支障が生じたりといった、様々な不利益が生じる例も見られるようになった。「忘れられる権利」はこれらの不利益に対抗し、平穏な生活を確保するための手段と位置づけられる。

今日、インターネットを用いずに何らかの情報に到達することは、不可能ではないが、面倒であるし時間もかかる。いまや、ほとんどの人が「とりあえずインターネット検索」から情報の探索を始める時代であり、インターネットは社会インフラとしての地位を確立したと言える。

そのインターネット上から「忘れられる」、すなわち「情報を削除する」ということが衝撃的であったためか、「忘れられる権利」は賛否両論の大きな反響を呼んだ。様々な技術の発展によってきわめて私的な情報まで公になる現代、情報を削除する手段があれば安心できるといった賛成もあれば、検閲にあ

1 例えば、宮下紘「『忘れられる権利』をめぐる攻防」比較法雑誌47巻4号（2014）29頁以下、伊藤英一「情報社会と忘却権：忘れるなどを忘れたネット上の権利」法学研究84巻6号（2011）165頁以下。後述するように、多くの場合、検索エンジンに対する検索結果の削除請求という形で現れる。

2 伊藤・前掲注（1）167頁。

たるとか（この指摘は全く的外れというわけでもない）、情報へのアクセスが阻害され不便な社会になる、という反対もある。はたまた、これは政府や企業といった「大きな」存在が自身に不都合な情報を隠すための陰謀だ、といった、ややヒステリックな反応すら見られるところである。

このような激しい反応は、「忘れられる権利」の内容が不確定であるがゆえの不安に起因するところもある。この権利の法的位置づけについては我が国でもまだ議論の途上にあり、実務・学界の双方で様々な検討が行われている。

本稿は、そのような最前線からいったん離れ、この一種文学的な表現はどこから来たのか、という関心から、「忘れられる権利」の来歴を問うてみようとするものである。より具体的には「忘れられる権利」の「母国」としてしばしば言及されるフランスにおいて、この権利、あるいは「忘却」それ自体が、どのような文脈で論じられてきたかを分析する。

1. 「忘れられる権利」をめぐる現状

「忘れられる権利」を広く世に知らしめたのは、欧州司法裁判所による 2014 年 5 月 13 日先決裁定 (ECJ Judgment 13 May 2014 (C-131/12) Google Spain v. AEPD and Mario Costeja Gonzalez; 以下「本件裁定」) である。この事件の経緯を簡潔にまとめると以下のようなものである。

かつて社会保険料の滞納を理由に所有する不動産が競売にかけられたスペイン人男性が、それに関する新聞記事が未だにインターネット上に表示されることについて、当該記事を掲載した新聞社と、スペインの Google 社及びアメリカの Google 本社を相手取ってスペイン情報保護局 (AEPD) に訴訟を提起した。原告は、新聞社に対しては当該記事の削除を、Google 社らには検索結果の非表示を求めたところ、AEPD は新聞社に対する請求は退けたものの、Google 社らに対する訴えを認容した。これに対し、Google 社らが原告及び AEPD を相手方としてスペイン全国管区裁判所に AEPD の判断の取消しを求める

た。ここで、EU 法である 1995 年欧州データ保護指令（Directive 95/46/EC）の解釈が問題となった。そこでスペイン全国管区裁判所は、欧州司法裁判所にこの点についての先決裁定を求めた。

データ保護指令の解釈を含む欧州司法裁判所の先決裁定の詳細は、他の優れた論稿に譲る³。本稿においては、明確に「忘れられる権利」という表現こそ用いられていないものの⁴、検索エンジン業者に対する検索結果の削除を求める権利を欧州司法裁判所が認めた点を強調したい。検索エンジン業者に対して情報の削除を求める権利を認めたのは本件裁定が初めてである⁵。本件裁定に先行して公表された法務官意見書が「忘れられる権利」に消極的であった点に鑑みれば⁶、本件裁定は欧州における「忘れられる権利」の転換点と評価できる。

本件裁定は大きく報道され、我が国にも大きな影響を与えた。我が国でも、本件裁定以前から検索エンジン業者に対する情報削除請求事件が複数見られたが、おおむね、裁判所は削除請求を否定する傾向にあった⁷。ところが、東京地裁平成 26 年 10 月 9 日仮処分決定が初めて検索エンジン業者に対する削除請求を認容し、大きな反響を呼んだ。確かに、この仮処分決定は「忘れられる権利」の語を明確に用いてはいない。しかし、当事者は欧州における潮流を意識

3 日本語による本件裁定の評釈ないし解説として、中西優美子「Google と EU の「忘れられる権利（削除権）」」自治研究 90 卷 9 号（2014）96 頁以下、中村民雄「EU 法判例研究：忘れられる権利事件」法律時報 87 卷 5 号（2015）132 頁以下、野澤正充「「忘れられる権利」（droit à l'oubli）とプライバシーの保護」L&T 70 号（2016）50 頁以下、野々村和喜「民事救済としての〈忘れられる権利〉について」同志社法学 68 卷 7 号（2017）971 頁以下。

4 なお、当事者は「忘れられる権利」の語を用いた主張を行ったようである（本件裁定 パラグラフ 91 参照）。

5 中村・前掲注（3）134 頁。

6 Advocate General's Opinion in Case C-131/12, Court of Justice of the European Union PRESS RELEASE No. 77/13. 「欧州データ保護指令の枠内では忘れられる権利は認められない」と述べる。

7 東京地裁平成 26 年 10 月 9 日仮処分決定以前の我が国の「忘れられる権利」をめぐる裁判例については、拙稿「「忘れられる権利」：忘れるなどを忘れた世界の新たな権利」コピライ特 655 号（2015）48-49 頁を参照されたい。

しており⁸、この決定の影響により検索エンジン業者への削除請求の認容例が増加する可能性も指摘された⁹。そして実際に、さいたま地決平成27年12月22日が検索サイト業者に情報の削除を命じ、その際に「忘れられる権利」という文言を明確に用いたことで、我が国でも「忘れられる権利」が認められた、と世間の強い反応を喚起した。

ところが、その抗告審である東京高決平成28年7月12日はこの権利を否定し¹⁰、最高裁もその判断を支持した（最三決平成29年1月31日）。裁判所は、検索結果の削除は、従来のプライバシーの枠組みにより、「事実を公表されない法的的利益」と「情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情」とを比較衡量して判断されるべきとの立場を示している。

上述のように、我が国では「忘れられる権利」についての一応の結論が出たように思われる。しかし、世界的に見れば、この権利をめぐる議論は未だ活発である。1995年欧州データ保護指令を強化し、加盟国の法の統一化をさらに進める目的で2016年に成立した欧州一般データ保護規則（Regulation 2016/679）は¹¹、明確に「忘れられる権利」を認めている（17条）。

そもそも、この規則の起草段階でも「忘れられる権利」を導入すべきかについては賛否が見られ、一度は削除される事態も生じた¹²。導入が躊躇された理由

8 原告代理人であった神田知宏『ネット検索が怖い：「忘れられる権利」の現状と活用』（ボプラ社、2015）42-43頁を参照。

9 石井夏生利・神田知宏・森亮二「検索結果削除の仮処分決定のとらえ方と企業を含むネット情報の削除実務」NBL1044号（2015）16頁。

10 「「忘れられる権利」は、そもそも我が国において法律上の明文の規定がなく、その要件及び効果が明らかではない。……その実体は、人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求権と異ならない」。

11 2018年5月に施行される。この規則はEU加盟国には直接的に適用される他、域内で活動する他国（例えば、アメリカや日本）の企業にも大きな影響を及ぼすことが予想される。すでにBusiness Law Journal 9巻8号（2016）やビジネス法務17巻8号（2017）で特集が組まれる等、高い関心が見られる。

12 2014年3月14日に欧州議会が採択した規則案（P7_TA(2014)0212）では、「削除権（right to erasure）」のみが残され、「忘れられる権利」の語は削除されている。

には、すでに指摘したような、情報削除請求が恣意的に運用されることへの危惧や、知る権利や表現の自由といった他の価値との衝突が挙げられよう。

とは言え、「忘れられる権利」に対する疑問はともかく、「削除権」という概念によって情報の削除の余地は残されていることが指摘される。ここで、「削除権」と「忘れられる権利」について再度確認しておく。

確かに、一般データ保護規則 17 条の見出しへは「削除権（“忘れられる権利”）」であり、一見、二つを同じ権利と理解しているように見える。しかし、一般に、プライバシーの侵害を理由とする情報の削除は、問題となる情報を暴露した者に対して要求される。上述の 2014 年欧州司法裁判所先決裁判であれば、不動産競売に関する記事を公表した新聞社がこれに該当する。

これに対して、「忘れられる権利」の対象は Google や Yahoo に代表される検索サービス業者である。彼らは問題となる情報を暴露してはおらず、インターネット上にある情報を収集し、表示しただけである。このような者に対して検索結果の削除（非表示）を求める理由は、インターネット上で広く拡散した情報を個別に削除することは困難であり、かつ、多くの場合、人々はこれらのサービスを通して情報を到達することに求められる。「忘れられる権利」の場合、検索結果は削除されても、その先にあるオリジナルの情報は削除されるわけではない。この点を意識して、欧州では「忘れられる権利」は知られたくない情報を「リストから外す（de-listing）」権利とも説明される¹³。

この意味で、一般的なプライバシー侵害に基づく削除請求の権利と「忘れられる権利」には相違があると言える。このように考えると、規則案の段階では、プライバシーを侵害するような情報の公表それ自体を行った者には削除を

13 欧州委員会 29 条データ保護作業部会は、検索エンジン業者を情報の公表者とは区別し、一次情報源（original source）から情報が削除されるわけではないと留保した上で、個人のプライバシー保護のために情報を検索結果から外す（de-listing）必要性を指摘する。Guidelines on the Implementation of the Court of Justice of the European Union Judgment on “Google Spain and Inc v. Agencia Española de Protección de Datos (AEPD) and Mario Costeja González”, C-131/12, adopted on 26 November 2014.

請求できても、当該情報を拡散する（あるいは、少なくともその手助けとなり得る）枢戸となる検索サービス業者に対する請求は認められるべきではない、ということが意識されたのかも知れない¹⁴。

さて、「忘れられる権利」についての現状と詳細は先行研究に譲るとして¹⁵、「忘却」に対する権利とはいざれに端を発するのであろうか。

管見の限り、立法レベルで最初に「忘れられる権利」が論じられたのは、2009年にフランス上院に提出された「デジタル社会における私的生活の保障を目的とする法案」である¹⁶。この法案では、「デジタル忘却権（droit à l'oubli numérique）」をより有効なものとするための具体的方策が提案されていた¹⁷。

この法案は最終的には可決には至らなかったが、直後の2010年には、二つのデジタル忘却権憲章（Chartes du droit à l'oubli numérique）が採択された。これらの憲章には、Google や Facebook といったインターネット関連の大手企業や、情報処理・自由全国委員会（CNIL）及び国内治安総局（DGSI）等の機関

14 ただし、実際には「忘れられる権利」の語が削除された後も実質的な相違はなく、第三者に対する削除請求の余地もあった。宇賀克也「『忘れられる権利』について」論究ジュリスト18号（2016）26頁。その意味で、草案では削除されたはずの「忘れられる権利」の語が最終版で突如復活したこともさほど不思議ではないと言える。

15 宮下・前掲注（1）、伊藤・前掲注（1）の他、宮下紘「忘れられる権利：プライバシー権の未来」時の法令1906号（2012）43頁以下、杉谷眞「忘れてもらう権利：人間の「愚かさ」の上に築く権利」Law&Practice7号（2013）153頁以下、上机美穂「忘れられる権利とプライバシー」札幌法学25巻2号（2014）59頁以下、宮下紘「ビッグデータ時代の「忘れられる権利」：プライバシー保護に日本なりの哲学を」Journalism290号（2014）94頁以下、今岡直子「「忘れられる権利」をめぐる動向」調査と情報854号（2015）1頁以下、石井夏生利「「忘れられる権利」をめぐる論議の意義」情報管理58巻4号（2015）271頁以下、宮下紘『プライバシー権の復権：自由と尊厳の衝突』（中央大学出版部、2015）219-263頁、宮下紘「「忘れられる権利」について考える」法学セミナー741号（2016）1頁以下、石井夏生利『個人情報保護法の現在と未来：世界的潮流と日本の将来像（新版）』（勁草書房、2017）87-116頁、栗田昌裕「プライバシーと「忘れられる権利」」龍谷法学49巻4号（2017）305頁以下、等。

16 Proposition de loi visant à mieux garantir le droit à la vie privée à l'heure du numérique, Sénat session ordinaire de 2009-2010, № 93.

17 前掲注（16）8頁（法案説明（Exposé des motifs））を参照。

が署名していないという欠落はあるものの、「忘れられる権利」の制度化への一步と評価されている¹⁸。

このように、フランスでは「忘れられる権利」の導入に熱心な傾向がみられる。裁判例においても¹⁹、欧州司法裁判所先決裁定に先んじて、「忘れられる権利」に基づいて検索エンジン業者に検索結果の削除を命ずる判断がなされている²⁰。

裁判例や法制度への導入の取り組み等に鑑みれば、「忘れられる権利」はフランスに深い紐帯があると言えそうである²¹。「アメリカ人は有名になりたがる。一方、フランス人は忘れられたがる」²² というように、そこには文化的な背

18 Portail du Gouvernement, « Charte du droit à l'oubli numérique : mieux protéger les données personnelles des internautes », le 18 octobre 2010, disponible à http://archives.gouvernement.fr/fillon_version2/gouvernement/charter-du-droit-a-l-oubli-numerique-mieux-proteger-les-donnees-personnelles-des-internautes.html [consulté au 18 décembre 2017].

19 最初の判断として、TGI Paris, 15 février 2012, Diana Z. c. Google.

20 なお、これに先行するアルゼンチンの裁判例について、E. L. Carter, *Argentina's Right to Be Forgotten*, 27 Emory Int'l L. Rev. 23, 2013, pp.25-31. この事件 (Expte N° 99.620/2006 “Da Cunha Virginia c/ Yahoo de Argentina SRL y otro s/ Daños y Perjuicios” Recurso N°541.482. Juzgado N° 75) は、検索結果の削除は認めなかつたが、イタリア破毀院 (Courte di Cassazione) 1998年4月9日判決 (Cassazione civile sez. III 09 aprile 1998 n. 3679) を引用して「忘れられる権利」の重要性を説いた。この1998年のイタリア破毀院判決は、「プライバシー権の新たな形態、かつて合法に流布した情報の繰り返しの公表で、各人の名誉声望にさらなる損害に無限にさらされない権利である忘却権 (diritto all'oblio) とも定義される (*Viene invece in considerazione un nuovo profilo del diritto di riservatezza recentemente definito anche come diritto all'oblio inteso come giusto interesse di ogni persona a non restare indeterminatamente esposta ai danni ulteriori che arreca al suo onore e alla sua reputazione la reiterata pubblicazione di una notizia in passato legittimamente divulgata*)」と述べる。

21 J. Rosen, *The Right to Be Forgotten*, 64 Stan. L. Rev. Online 88, 2012, p.88 は「欧州の忘れられる権利の知的基礎 (intellectual roots of the right to be forgotten)」はフランス法にあると指摘するし、F. U. Ahmed, *Right to Be Forgotten: A Critique of the Post-Costeja Gonzalez Paradigm*, 21(6) C.T.L.R. 175, 2015, p.176 も「フランス及びイタリアの忘却権が忘れられる権利の起源とみなされる」と指摘する。

22 J. Rosen, *The Deciders: The Future of Privacy and Free Speech in the Age of Facebook and Google*, 80 Fordham L. Rev. 1525, 2012, p.1533.

景もあるのかも知れない。

ところで、「忘れられる権利」はインターネット上の情報の削除を求める権利というのが一般的な理解であるが、上述の2009年のフランス上院立法案にある忘却権には「デジタルの（numérique）」という形容詞が付されている。ならば、デジタル環境以外における忘却への権利という概念が存在するのではないか、ということに想到する。

そして実際フランスには、プライバシー権（フランスでは「私的生活尊重権（droit à la vie privée）」との関係で、伝統的に「忘却権（droit à l'oubli）」が論じられている。この権利の議論をたどることは、現代的な権利である「忘れられる権利」の理解の深化にも資するのではないか。

そこで以下では、私的生活尊重権との関係において忘却権がどのような文脈で論じられるのか、フランスにおける議論を検討する。

2. フランスのプライバシー：「私的生活（vie privée）」の尊重

フランスにおける忘却権について考察する前に、「私的生活（vie privée）」の尊重権の内容を確認する必要があろう。この点についてはすでに多くの先行研究があるため²³、概観するにとどめる。

フランス法ではそもそも「プライバシー（privacy）」ないしそれに類似する

23 大石泰彦「フランスにおける私生活の保護」青山法学論集32巻2号（1990）49頁以下、榎原猛『プライバシー権の総合的研究』（法律文化社、1991）42-47頁、317-326頁及び466-475頁〔すべて皆川治廣執筆分〕、大石泰彦「フランスにおける私生活と名誉の保護」ジュリスト1038号（1994）38頁以下、内野正幸「プライバシー権についての控え目な考察：フランス法をひとつの手がかりにして」公法研究58号（1996）80頁以下、柴崎暁「フランスにおける私生活・名誉・情報保護（1）」山形大学法政論叢8号（1996）1頁以下、北村一郎「私生活の尊重を求める権利」同（編）『現代ヨーロッパ法の展望』（東京大学出版会、1998）215頁以下、皆川治廣『プライバシー権の保護と限界論：フランス法研究』（北樹出版、2000）、上井長久「フランス法における私的生活の保護について」明治大学社会科学研究所紀要44巻1号（2005）171頁以下、大村敦志『20世紀フランス民法学から』（東京大学出版会、2009）124頁以下、等。

語を有さず、あくまで「私的生活（*vie privée*）」という表現を用いている。しかしこのことは決して、プライバシーという語を有する国々（特にその発祥国とされるアメリカ）とは概念が異なる、ということを意味するわけではない。

我が国でも「プライバシー」とカタカナで一般名詞として用いられる *privacy* は、形容詞 *private* に接尾辞 *-acy* が加えられて名詞化されたものであり、*private* の語源はラテン語の「*prīvātus*（奪われた、分離された）」という形容詞である。この形容詞は「奪う」を意味する動詞 *privare* から派生したものであり、「公的な（*publicus*）」や「公共の（*communis*）」という形容詞に対置される²⁴。そして、その語形からも察せられるように、フランス語で「私的な（*privé*）」を意味する形容詞の語源もまた、同じラテン語の *prīvātus* である（例えば、Littré 辞典）。

オックスフォード英語辞典第3版によれば、もともと *privacy* は *privity* と綴り、16世紀におそらく誤写されたことにより、現在の形に至っている。そして、その元となったのは古フランス語の *priveté* であると説明されている。定評あるゴッドフロワ古語辞典（Godefroy, Dictionnaire de l'Ancienne Langue Française）には、*priveté* は「私的な事柄（*affaire privée*）、秘密の、隠されたこと（*chose secrète, cachée*）」と定義されている。

この *priveté* という語はやがて *privauté* という綴りに変わり、1694年のフランス学士院辞典（Dictionnaire de l'Académie Française）初版において、すでに「親しさ（*familiarité*）」という意味で挙げられている。この *privauté* という名詞は現代フランス語にも残るが、現在では「過度の親しさ、馴れ馴れしさ」といった意味合いで用いられ、*priveté* の時代の「私的な事柄」よりもさらに一步進んだ（言うなれば、「私的な領域」に踏み込み過ぎた）印象の語となっている²⁵。

24 何が「奪われた」状態なのか、という点につき、仲正昌樹『「プライバシー」の哲学』（ソフトバンク新書、2007）22-40頁を参照。

25 1798年のフランス学士院辞典第5版からは、「極端な親しさ（*familiarité extrême*）」と定義していることも興味深いところであるが、語義の変遷の探求は専門家に譲ることとする。

この *privauté* の意味がなぜ変わったかは定かではないが、「私的な事柄」という意味とはいつの間にかニュアンスが異なってしまった。そのため、現代でいう「プライバシー」について、フランス語では形容詞 *privé* から派生した一単語の名詞を用いず、私的生活（*vie privée*）という表現が用いられている、とは説明できないだろうか。これに対して、フランス語から派生した英語の *privacy* は引き継がれて現代英語でも用いられているがゆえに、表現にずれが生じたように思われる。いずれにせよ、これら関係する語はその根源を同じくするものであり、決して別個のものではない。後述するように概念の内容がほぼ同一であること、全く不思議なことではないと言えよう。

言語学的な詮索はこの程度でさておくとして、フランスで法律上「*vie privée*」の語が現れたのは、出版に関する 1868 年 5 月 11 日法である²⁶。同法 11 条は、定期刊行物における「私的生活上の事実（*fait de la vie privée*）」の公開は、いかなるものであっても違警罪（*contravention*）に該当し、罰金が科せられることを定めていた。プライバシーを法的な権利として初めて提唱したとされる、かの高名なウォーレン・ブランダイスの論文が 1890 年の公表であるから²⁷、アメリカよりも前にフランスでプライバシー権は法制化されていたと言える²⁸。その後、出版の自由に関する 1881 年 7 月 29 日法（出版自由法）35 条もまた、名誉毀損にかかる真実性の証明の例外として、「名誉毀損が人の私生活に関する場合」を挙げている。このように、フランスでは、特に報道機関による名誉毀損に対する救済の一環として、私的生活の保護が概念され、発展してきた²⁹。

その後、20 世紀に入り、個人の尊厳の尊重の一環としてプライバシーない

ととし、本稿ではこれ以上は立ち入らない。

26 皆川・前掲注（23）35 頁。また、J.-L. Halperin, *Diffamation, Vie Publique et Vie Privée en France de 1789 à 1944*, Droit et Culture, 2013/1, n° 65, 2013, pp.145 et s. も参照。

27 S. D. Warren & L. D. Brandeis, *The Right to Privacy*, 4(5) Harvard Law Review 193, 1890.

28 松尾直『情報法とプライバシー権』（文眞堂、1995）18 頁。

29 皆川・前掲注（23）35 頁。名誉権保護では不十分な部分を補完するためにプライバシー権の議論が発展したアメリカと対比する。

し私的生活の保護が世界的に重視されるようになった。例えば、1948年世界人権宣言12条は、他者からの干渉ないし攻撃を受けない対象であり、かつ法的保護を受ける権利を有する対象として、家族や家庭とともに「私事（vie privée）」を挙げている³⁰。また、1950年欧州人権条約8条1項は、すべての者に「私的生活（vie privée）」の権利を認める³¹。

これらを踏まえて、1968年、欧州評議会議員会議から「人権及び近年の科学的・技術的発展」と題する勧告（509号）が出された。この勧告では、欧州人権条約が定める価値を踏まえつつ、当時の技術的発展によって個人の権利が害されることを危惧し、各国に法整備を勧奨するものであった。

この勧告を受けて、フランスは1970年7月17日法（人権保障強化法）を成立させた。この法律は第3章を「私的生活の保護」に割き、22条で「私的生活の尊重に関する権利（droit au respect de la vie privée）」を民法典に、23条で「私的生活の侵害に対する罪（atteintes à la vie privée）」を刑法典に挿入する旨を規定していた。

直接的にはこの人権保障強化法により、そして判例・学説の蓄積もまた背景に³²、民法典に私的生活の保護に関する規定が挿入された。民法典9条1項である。この規定は、「人は、私的生活の尊重の権利を有する（Chacun a droit au respect de sa vie privée）」と端的に定めており、原則を宣言する規定と位置づけられている³³。

この条文の創設以前は、私的生活の侵害は不法行為責任によるしかなく、民法典旧1382（現1240）条により過失（faute）の存在、当該過失と損害との因果関係（causalité）、損害賠償額の算定は被害者の証明責任とされていた。これ

30 文部科学省による仮訳はvie privéeを「私事」と訳す。なお、英語正文は「privacy」である。

31 フランス語正文では「respect de sa vie privée et familiale」、英語正文では「respect for his private and family life」である。

32 北村・前掲注（23）217-218頁。

33 G. CORNU, DROIT CIVIL : LES PERSONNES, 13^e éd., Montshrestien, 2007, p.65. 大村・前掲注（23）125頁にも同旨の指摘がある。

に対して破毀院第一民事部 1996 年 11 月 5 日判決は³⁴、民法典の条文上、権利の侵害の証明をすれば足り、損害賠償額の証明は不要とする理解を示した。ここにおいて、フランスでは、私的生活尊重権は実定法上の特別な人格権として重要視されていると言える³⁵。

私的生活尊重権の内容は、「英米や日本でいう「プライヴァシー」におおむね対応」³⁶ していると理解される。より具体的な例は裁判例において示されており、そこでは、感情生活（恋愛関係）、妊娠出産、健康状態、宗教、信書、資産状況等の他、氏名や肖像等が挙げられている³⁷。

より抽象化すれば、フランスにおける私的生活の概念は「他者から不当に介入・干渉されない各人の自律的私生活領域（静穏領域・秘密領域・親密領域）」³⁸ と理解される。このような領域の尊重のためには、私的生活尊重権は、当該領域に対する介入・干渉を排除する権利として、かつ、その延長として、この領域に属する情報の公開を拒絶する、あるいは監視する権利として機能する必要がある。このように考えると、我が国のプライバシー権の理解³⁹、すなわち伝統的には「放っておいてもらう権利」であり、近年はさらに発展した自己情報コントロール権という理解とも確かに近似する。

ところで、ここで興味深いのは、フランスにおける私的生活尊重権が、肖像権や氏名権、名誉権等と並んで人格権の一類型として位置づけられると同時に、「それ以上にそれらを包括しながら、人格権の概念とは別箇・独立した権利にまで、学説上は高められている」⁴⁰ という指摘である。

例えば、現在欧州レベルで人格権及びプライバシー侵害の準拠法決定に関する

34 Cass. Civ. 1^{re}, 5 novembre 1996, SNC Prisma Presse c. Mme Grimaldi, *JCP* 1997 II 22805, note Ravanas.

35 上井・前掲注（23）174-175 頁。

36 大村・前掲注（23）125 頁。

37 G. CORNU, *supra note* 33, pp.68-69. また、榎原・前掲注（23）44 頁〔皆川〕。

38 皆川・前掲注（23）111 頁。

39 五十嵐清『人格権論』（一粒社、1989）82 頁。

40 皆川・前掲注（23）110 頁。

る立法が議論されているが（契約外債務の準拠法に関する欧州規則（ローマ II 規則）改正提案）、その過程において、プライバシーや人格権に関連する表現には曖昧な点が見られる⁴¹。この曖昧さは、議論の基盤としてのプライバシーの概念が固定されないままに議論がなされたためではないか。プライバシーあるいは私的生活尊重の権利は狭義には人格権の一類型を指すが、時には、より広義に「人格的利益・身体的利益を総括するという意味で、包括的・体系的かつ重要な意義」⁴² を有する権利を意味することもある。プライバシーないし私的生活尊重権を論じる際には、いずれの概念を対象とするのかを明らかにしなければ、同床異夢のままとなり、議論が空回りするおそれもある。その意味で、フランス法に見られるこの指摘は決してフランス法に限られるものではなく、プライバシーを論じる上で重要な示唆を与えるものと思われる。

いずれにせよ、フランスにおける私的生活（vie privée）の尊重権とは、その「内奥（intimité）」⁴³ という領域への侵入に対する異議申立てと、当該領域に属する情報の、特に公開に関する統御を可能にする権利であると理解することができよう。

3. 私的生活の尊重と忘却

(1) 「忘却」の権利：「忘れる」と「忘れられる」とこと

それでは、フランス法で重要な位置を占める私的生活の尊重と「忘却」とはどういうに関係するか。

この点を検討する上で、まず、「忘却権」について簡単に整理しておきたい。「忘却」という表現からは、二つの行為が想起される。すなわち、忘却権

41 2012 年の改正提案では「プライバシー及び人格に関する権利（Privacy and rights relating to personality）」と並列されるが、2007 年の調停委員会報告書では「人格権の侵害（名誉毀損）（Violation of personal rights (“defamation”））」と人格権ないし名誉権に包摂されたり、「プライバシーの侵害（「名誉毀損」）（violation of privacy rights (“defamation”））」と名誉権と同視されたり、といった表現の揺れがみられる。

42 皆川・前掲注（23）110 頁。

43 G. CORNU, *supra note* 33, p.66.

という語からは、自分自身が主体として「忘れる（oublier）」権利と、自身が客体として「忘れられる（être oublié）」権利の二つが概念され得る⁴⁴。

前者はむしろ、反対推論として（*a contrario*）、「忘れない義務」として顕現する⁴⁵。これは多くの場合、フランス革命や国家の偉人（grands hommes）、そして戦争（特に2回の世界大戦）の記念（commémoration）という文脈で現れる⁴⁶。人道に対する罪は時効にからないこと（imprescriptibilité）を定めた1964年12月26日法や1990年7月13日（通称 Gayssot）法等がその例として指摘されるが、これらの法は「忘却」をネガティブにとらえた結果である。つまり、「忘却との戦い（lutte contre l'oubli）」⁴⁷として「忘れない義務」が意識され、このような「歴史の記憶法」⁴⁸が準備されるに至るのである。

これに対して後者は、自身に関係する情報の消去を通して、他者から「忘れる」権利である。これは単に「忘れる」対象に制限を課す前者とは異なり、匿名性を担保し、自身を平穏のうちに置くという「特権（prérogative）」⁴⁹と理解される。

この「特権」は二つの機能を有する。一つは、国家の利益の保障である。典型的には「大赦」（amnistie）が想起される。大赦は社会を騒がせたある罪を

44 R. Letteron, *Le droit à l'oubli*, Revue du droit public, n° 2, 1996, p.386.

45 R. Letteron, *supra note 44*, p.387.

46 「記念（commémoration）」は「ある出来事の思い出を想起するための（pour rappeler le souvenir d'un événement）」式典を意味し（Littré 辞典）、その語自体、記憶する（ラテン語で memorare）という動詞を含むことをここで指摘しておきたい。

47 R. Letteron, *supra note 44*, p.388.

48 丸岡高弘「戦争の記憶と記憶の戦争：フランスにおける植民地主義の評価をめぐる論争」南山大学ヨーロッパ研究センター報13号（2007）88頁。その他に2001年1月29日法（1905年のアルメニアにおける虐殺に関する記憶についての法）や2001年5月21日法（通称「トビラ法」。奴隸売買及び奴隸制度を人道に対する罪と位置づける法）が挙げられる。同論文はそれぞれの法の内容や、これらの法をめぐる議論について詳しく述べるが、その中で「記憶の義務」というものが指摘される点も興味深い。なお、「記憶の義務（devoir de mémoire）」という表現は、R. Letteron, *supra note 44*, p.388にも見られる。

49 R. Letteron, *supra note 44*, p.388.

「忘れさせる」。そうすることで社会的統一や市民の安寧がはかられるのだから、これは国家の利益に資するものである。その意味で、大赦のような制度が公序的性質を有することも疑うべくもない⁵⁰。

第二の機能は、個人が自身の過去についての完全な沈黙を求めることができる点にある。これはある情報が同意なく公開されたことに対する損害賠償請求のような形で表出する。

上述の二つの機能はもちろん相互に関連するものではあるが、とりわけ後者の機能こそ、私的生活尊重権の副産物 (*sous produit*) と位置づけられる⁵¹。このように、受動態としての忘却権、すなわち「忘れられる」権利は、私的生活尊重権の延長線上に置かれると言える。

(2) 「忘却」される権利に関する裁判例

以上を踏まえて、いくつか受動態の「忘却」に関するフランスの裁判例を見てみよう。「忘却」の認容について、裁判例の立場は統一されていたわけではないが⁵²、時代順に追ってゆく。

① セーヌ大審裁判所 1965 年 10 月 4 日判決（ランドリュー事件）

「忘却の権利」について最も知られた裁判例の一つは、1965 年 10 月 4 日のセーヌ大審裁判所判決である⁵³。この事件は、20 世紀初頭、第一次世界大戦後の混乱期にフランスを震撼させた殺人鬼であるランドリューを題材として、フランソワーズ・サガンの脚本をもとにクロード・シャプロル監督が製作した映画をめぐるものである。

ランドリューは、結婚相手募集の新聞広告で誘い出した女性を次々に殺害

50 R. Letteron, *supra note 44*, p.389. また、この第一の機能については特に 390-405 頁も参照。

51 R. Letteron, *supra note 44*, p.389.

52 北村・前掲注 (23) 242 頁。

53 TGI Seine, 4 octobre 1965, Dlle Segret c. Sté Rome-Paris Films et autres, *JCP* 1966 II 14482, note G. Lyon-Caen [erratum 14496].

し、遺体をオーブンで焼き捨てた。被害者数は 11 名にものぼり、シャルル・ペローの童話の登場人物「青髭（Barbe Bleue）」になぞらえられた（ちなみに、問題となった映画の邦題も「青髭」であった）。1919 年に逮捕されたランドリューは 1921 年に死刑判決を受け、翌年にギロチン刑に処せられている。ランドリューが引き起こした事件はチャップリンの「殺人狂時代」のモデルともなるなど、フランスのみならず外国でもよく知られたものであった。

この事件はランドリューの逮捕当時の（すなわち最後の）愛人であった女性マルセリーヌ・フェルナンド・セグレが、シャプロル製作のこの映画中で自身の実名が用いられたことは私的生活尊重権の侵害であるとして、監督及び制作会社らに対して損害賠償を請求したものである。

セーヌ大審裁判所は以下の理由により、一部を除いて原告セグレの訴えを退けた。すなわち、問題となった映画は想像上の出来事ではなく最も有名な歴史上の出来事（あるいは少なくとも世紀の大事件）の一つを描くものであること、そのような希代の事件の犯人の人間性を真に描き出すためには原告についての言及は避けがたいこと（映画中にもランドリューはセグレを含むごく一部の者には人間的な一面を見せていた描写がある）、他の芸術家や作家もまた今後この種の事件に関心を有するであろうこと、等である。

さらに興味深いのは、私的生活尊重権侵害の認定に際しての原告自身の行動に対する評価である。セグレはランドリューの逮捕後はしばらくレバノンで暮らしていたが、その後フランスに戻り、「生き延びた者（rescapée）」として手記や書簡を発表していた。それゆえ、彼女は「沈黙の時効（prescription du silence）」を主張することはできない、とセーヌ大審裁判所は判示する。このことは、自ら名乗りを上げることで「忘れられる」ことを放棄する以上は、「忘却」の権利を主張できない、という裁判所の立場を示していると言えよう。

ただし、問題となる映画中で描かれたランドリューとセグレの寝室の場面は、（たとえ事実として二人が衣服を身につけていなかったとしても）それを描く必要性はないものとして、私的生活尊重権の侵害が認められ、この点につ

いては損害賠償が支払われた。

「忘却権（droit à l'oubli）」という語はこの判決の本文には直接は現れないが、本件評釈において⁵⁴、初めて用いられたものとされている⁵⁵。ここでは、「遠い過去の記憶、おそらく忘れられている記憶を思い出させることは、時効を中断させる」⁵⁶ことが指摘されている。この時効とは「沈黙の時効」のことであろう。「沈黙の権利（droit du silence）」⁵⁷を有していたにもかかわらず、これを放棄したのは原告自身だったのである。

なお、控訴審であるパリ控訴院 1967 年 3 月 15 日判決は⁵⁸、私的領域に属する事実が適法に公表され、かつ当該事実の新たな流布についていかなる過失もない時には、私的生活尊重権の侵害とはならないと判断される余地があることを示した。そして本件に関しては、原審が指摘するように、セグレがすでに自ら自伝を発表していること、多くの作品がランドリューとセグレの関係を描いていること等を挙げ、問題となる映画がランドリューが出会った出来事や人々を「忘却から引き出した」わけではないとして、セグレの訴えを全面的に棄却している⁵⁹。

② セーヌ大審裁判所 1979 年 12 月 6 日判決（メスリーヌ事件）

同じく忘却の権利が否定されたものの、異なる理由づけによるものが、セーヌ大審裁判所 1979 年 12 月 6 日判決である⁶⁰。この事件は、「民衆の敵ナンバーワン（ennemi public numéro un）」と呼ばれるジャック・メスリーヌの元恋人であるジャンヌが、メスリーヌの自伝の出版の差止めと、すべての当該自伝の領

54 G. Lyon-Caen, *supra note 53*, para. v.

55 R. Letteron, *supra note 44*, p.388.

56 G. Lyon-Caen, *supra note 53*, para. v.

57 *Ibid.*

58 CA Paris, 15 mars 1967, Sté Rome-Paris Film c. Delle Segret, *JCP 1967 II* 15107.

59 なお、その後様々な噂に苦しめられたセグレは、最終的に自死を遂げている。1968 年 1 月 21 日、ランドリューから結婚を申し込まれた記念日であった。彼女の部屋には、彼女の母親の写真とともに、ランドリューの写真が遺されていたとも言う。

60 TGI Paris, 6 décembre 1979, Dame S c. Edition Alain Stanke, *D.* 1980 150, note R. Lindon.

布前の差押えを求めたものである。

メスリーヌとジャンヌはフランスで強盗を繰り返した後、カナダに渡って誘拐事件を起こした。二人はアメリカで逮捕されてカナダに引き渡され、同国で収監された。その後メスリーヌは脱獄し、紆余曲折の末にフランスに舞い戻っているが（なお、本件当時、メスリーヌは警察との銃撃戦の末にすでに死亡していた）、ジャンヌはその後フランスに送還されて刑期を終え、そのままフランスに居住していた。当該自伝はカナダではすでに出版されていたが、ジャンヌは、そのフランスでの出版は、「深刻な偽りの糾弾（*graves accusations mensongères*）」をもたらし、自身の社会復帰に「致命的な痛手（*atteinte gravissime*）」を与えるものであると主張した。

裁判所は、「[自身の人生の一部を思い出されることを避ける] 願望（*désir*）と [社会復帰を強固なものとする] 心配（*souci*）は、それ自体完全に正当なものであるが、法的手段として、報道の自由の原則及び精神的著作物に対する必要な保護に重大かつ決定的な損害を与えることと引き換えにせずして、「忘却権」を構成することはできない」と述べる。そして、ジャンヌの名はすでにメスリーヌの前の著作及び彼の死に関連してなされた各種の報道で広く知られており、公衆による特定はすでになされていることを理由に、原告ジャンヌの訴えは退けられた⁶¹。

ここで示された、社会復帰という重要な利益であっても、それだけでは忘却権を主張するには足りないとする立場は興味深い。セーヌ大審裁判所は、「時の経過だけによって達成されるというジャンヌの〔忘却権についての〕主張は、法的禁止措置（本件に言うところの事前の出版差押え）を正当化するものではない。かような措置は、明らかに違法な障害（*trouble*）に対する必然的な例外的制裁あるいは切迫した損害の防止を構成するものだからである」と述べ

61 なお、ジャンヌはその後、「私は忘却権を持たない」と題する自伝を出版している（J. SCHNEIDER, JE N'AI PAS LE DROIT À L'OUBLI : IL ÉTAIT UNE FOIS JANOU ET JACQUES MESRINE, Hachette Littérature, 1980）。

ている。ここにおいて、忘却権による情報の削除を通して保護されるべき利益と、その他の利益（例えば、報道の自由）が比較され、前者があくまで例外的なものととらえられている点は着目すべきである。

③ パリ大審裁判所 1983 年 4 月 20 日判決（「職業の顔」事件）

次に指摘されるべきは、1983 年 4 月 20 日のパリ大審裁判所判決である⁶²。この事件は、写真週刊誌が「職業の顔（tête de l'emploi）」と題する写真クイズゲームに、原告女性の写真を用いたものである。問題の写真が掲載されたカードは「犯罪者（criminels）」のカテゴリーに含まれ、「彼女の愛人の妻と息子を殺害した」という記述が付されていた。この殺人事件は 10 年以上前の事実であり、原告は、自身の写真の利用は名誉毀損にあたるとして、発行者らに対して損害賠償を請求した。

パリ大審裁判所は、あらゆる人は自身の肖像について権利を持ち、その使用には許可（autorisation）が必要であることを確認した上で、即時の情報伝達あるいは歴史的文化といった明らかな必要性があるならば格別、そうでない肖像の使用は権利侵害であるとした。本件では、問題となる写真の使用は遊戯目的の玩具であって、正当なものとは言えないと判断されている。

その上で、裁判所は次のように判示した。すなわち、「公的な出来事に関わった何人も、時の経過に従って（*le temps passant*）、忘却権を主張することができる。これらの出来事及びそこでその者が果たした役割について想起させることは、歴史の必要性に立脚しない場合、あるいはその者の感受性（sensibilité）を傷つける性質である場合、違法である。ジャーナリストを含むすべての者に課されるこの忘却権は、同時に、「社会に対する負債を払い終え（ont payé leur dette à la société）」、社会復帰しようとする受刑者を含む、すべての者を利するものでなければならない。そして、本件では原告のこの忘却権が侵害されているとして、被告である発行会社らに損害賠償の支払いが命じら

62 TGI Paris, 20 avril 1983, Mme. M. c. Filipacchi et soc. Cogedipresse, *JCP* 1985 II 20434, note R. Lindon.

れた。

本件は、上述のランドリュー事件判決で現れた忘却権を初めて認めたものと評価される⁶³。ここでは、先のセーヌ大審裁判所で用いられた「沈黙の時効」が「忘却権」と同じものとして扱われている。

この判決から、忘却権という概念がフランスの裁判所で意識され始めるようになったものと思われる。

④ パリ大審裁判所 1987 年 3 月 25 日判決（トリビアル・パスト事件）

次に「忘却」される権利についての判断を示したのが、やはりかつての犯罪歴が問題となった 1987 年 3 月 25 日のパリ大審裁判所判決である⁶⁴。1976 年、北米生まれの人気雑学クイズカードゲーム「トリビアル・パスト」シリーズの一つ、「Trivial Pursuit Baby Boomer」がフランスで販売された。このゲームには、「1977 年に看護師と共に銀行強盗を犯して逮捕された精神科医は誰か」と記載されたカードが含まれていた。そして当該カードの裏には、原告となる L 医師の名が示されていた。これに対して、L 医師は、当該事実は既に過去のものであること及び彼はすでに復権（réhabilitation）していることから「忘却権」を有するとして、このカードゲームの販売の停止を求めた。

これについて、裁判所は次のように述べる。「公的な出来事に関与したあらゆる者は、たとえその出来事の主要人物であったとしても、その逸話の叙述（relation）がその者の社会復帰を妨げ、かつ私的生活に有害な影響を及ぼす時には、忘却権を主張し、当該逸話の想起に対して異議を申し立てができる」。そして、本件では、問題となるカードゲームの販売差止め、及び在庫における問題のカードの除去という原告 L 医師の請求が認容されている。

ところが、裁判所は続けて、次のような指摘も示している。すなわち、「かような〔忘却の〕権利は、情報の自由、歴史の必要性、及び遊戯の中とはいえ

63 R. Lindon, *supra note 62*, p.28.

64 TGI Paris, 25 mars 1987, L... c. Soc. anon. Kenner Parker France et autre, D. 1988 p.198, obs. D. Amson.

教育的・記録的創造のための研究とも抵触するものである」。

ここに、上述のパリ大審裁判所 1983 年 4 月 20 日判決の頃から忘却権が認容される傾向が見られるが、同時に、忘却権と対立する利益が明確に意識され始めていると指摘できよう。

⑤ 破毀院 1990 年 11 月 20 日判決

最後に、「忘却権」について示された破毀院の判断を見ておく。1990 年 11 月 20 日の破毀院第一民事部判決である⁶⁵。この事件は、第二次世界大戦中のレジスタンスの参加者が、かつての自身の活動を著作として発表したことに始まる。その作中、「裏切り者たちの過程」と題される章において、とある対独協力者の愛人であり、情報提供者であった女性モナンジュの名が示されていた。そこには、モナンジュが対独協力罪（indignité nationale）に処せられた旨の記載があった。これに対してモナンジュが、1947 年に恩赦を与えられ復権したことから、当該記述は彼女の私的生活を侵害するとして訴えたのがこの事件である。1987 年 3 月 24 日のブザンソン大審裁判所判決は、原告の訴えを認容し、当該書籍の差押えと複数の記述の削除を認めている。

本件において、破毀院は忘却権を否定した。その理由は、モナンジュの有罪判決に関する情報は、当時、地方紙に掲載され公衆の知るところであったことに求められる。すなわち、「問題となる事実が適法に明らかにされ、それゆえ当該事実は私的生活領域の外にあるのだから、……そのことが再び引き合いに出されることを妨げるために忘却権を主張することはできない」。

ある事実が適法に公表されていた場合、それから長い月日（本件では実に 40 年を超える）が経過しても、忘却されることはあるが、忘却されることを絶対的に否定したものでもないと評価される⁶⁶。ここまで見たように下級審では肯定・否定それぞれ

65 Cass. Civ. 1^{re}, 20 novembre 1990, Mme Monanges c. Kern et al., *Bull. civ. I*, n° 256 ; *JCP* 1992 II 21908, note J. Ravanas.

66 R. Letteron, *supra note* 44, pp.412-413.

の判断が下されており、フランス裁判所の立場は確定しているものとは言い難い。

しかし、上に挙げた諸裁判例を通して、「忘却」されることの可否の判断に際して考慮されるべき要素をある程度抽出することはできるようと思われる。そこで以下では、節を改めて、フランスの裁判所の判断において意識される点を分析する。これは同時に、「忘却」される権利とそれと対立する利益を明らかにすることとなろう。

(3) 「忘れられる」ことと「知る」ことあるいは「語る」こと

フランスの裁判例において、ある情報が「忘却」されるべきか否かという判断の際の考慮要素として、特に以下の3つが指摘できるようと思われる。

第一に、「忘却」の対象となる過去の事実の内容である。ランドリュー事件のセグレの例のように、悲しいまたは不愉快である等の理由で忘却が望まれる單なる過去と、メスリーヌ事件のジャンヌのように、かつての犯罪行為により罰せられた過去とで、「忘却」されるべきかの判断に差異が生じるか。

すでに述べた通り、私的生活尊重権がその内奥への侵入に抗う手段であるならば、そもそもその領域に属する秘せられた情報の暴露が私的生活の侵害を構成することは明らかである。そこで、まずこれらの事実がこの領域に属するのかを検討する必要がある。

前者は、ある事実が私的領域の「内奥」に属するものであるかが問題となる。その意味で、ランドリュー事件で問題となった事実は、「広く公衆に知られている」ことが一つの要素であった。社会で広く知られた事実は、私的領域の奥に秘せられる事実ではなかろう、という判断であろうか。

これに対して後者、すなわち犯罪歴（前科）は「公的な事実（événement public）」と位置づけられ、そもそも公の性質を有する。それゆえ、一見、本来的に私的領域には属さないようにも思われる。しかし、その事実が人々からすでに「忘れられる」程に遠い過去のことであるならば、平穏な生活を営むため

には、たとえそれがかつて公的な性質を有する情報であっても、過去を掘り起こされることを拒絶する余地は認められてよいのではないか。この点についてのフランス裁判所の立場は明確ではないが⁶⁷、この意味で、「忘却」される権利はかつての公的な事実について特に意識されるべきであるとの指摘もある⁶⁸。

しかし、ある事実が前科のように公の性質を有するものであれ、忘却が完全に否定されるのであれば、諸裁判例でも主張されるように、その人は永遠に前科者であり続けることとなり、社会に再び戻ることはきわめて難しくなる。そこでフランスの刑事法上は、大赦 (amnistie) や恩赦 (grâce)、あるいは復権 (réhabilitation) 等において「忘却」されることが想定されている。これは、例えば前科簿 (casier judiciaire) からの削除といった形で、公的な帳面上は「完全な忘却 (oubli définitif)」⁶⁹を得る。このように過去から解放されることで⁷⁰、社会復帰という目的の実現を企図した制度と言える。

とは言え、それだけで彼ないし彼女の過去が完全に追跡できなくなるわけではない。情報は様々な媒体により伝播する。公的な記録からの削除がなされても、前節に掲げた事案のように、例えば報道の記録が存在する、あるいは回顧録や自伝のような文献で語られる、といった形で公衆の目に触れる可能性は残る。

加えて、「公的な」過去のみが人々の関心を引き、その過去を有する人の意思に反して伝播するわけではない。法的には何ら問題がなくとも、「忘却」されたい過去はあり得る（セグレのように、自身は法的に何らの責任を有さない

67 R. Letteron, *supra note 44*, p.414.

68 R. Letteron, *supra note 44*, p.413. また、R. Lindon, *supra note 62*, p.29 は、前科等の過去について特に忘却権が意識されるべきであるとして、その意味で、ランドリュー事件をめぐる裁判所の判断について批判的な立場を示す。

69 R. Letteron, *supra note 44*, p.409.

70 フランス刑法典は、大赦、恩赦や復権に関する記録は前科簿から削除され、何人もその事実を想起せしめるような行為をしてはならないと規定する（刑法典 133-11 条）。また、G. CORNU, *supra note 33*, p.69 は、一事不再理 (*non bis in idem*) の語を挙げつつ「一度裁かれた事柄は平穏を取り戻す」と指摘する。

としても、殺人犯の恋人であったという過去を知られたくない、といった例は容易に思いつく）。にもかかわらず、いったん公表されてしまった事実は、「もはや私生活の領域には属さず《社会的事実》となるのか」⁷¹？

公的な事実のように法的な手当もなく、人に広く知られてしまった事実は常に「忘却」が否定されるとするならば、その人は過去の「過ちの喪（deuil de la faute）」⁷²に服し続けなければならない。これでは、過去から立ち直り、新たに出直すという本質的な機会が失われてしまう⁷³。私的生活尊重権が人の平穏な生活の保障を目的とする点に鑑みても、かつては広く知られた事実であろうとも、時の経過とともに私的領域の範疇に含まれるようになると考えてよいようと思われる。さらに、私的生活尊重権を単なる「放っておいてもらう権利」ではなく、自己のアイデンティティを構築する権利ととらえるのであれば⁷⁴、かつてはよく知られていた事実だとしても、現在においては秘匿することも現在の自分自身を示すための情報の取捨選択の一環として認められる余地はあり得るのではないか。「アイデンティティは他のアイデンティティの忘却の上に構成される」⁷⁵のである。

次に、問題となる情報の最初の公表の態様や適法性もまた考慮要素として検討されることとなろう。

私的生活が侵害された時には急速審理により各種の救済が申し立てられるが

71 北村・前掲注（23）240頁。一般的には、留保はあるものの、フランスの判例はこれを否定する（同頁）。

72 J. RAVANAS, *supra note 65*, p.296.

73 *Ibid.*

74 P. KAYSER, LA PROTECTION DE LA VIE PRIVÉE PAR LE DROIT, 3^e éd., PUAM-Economica, Paris, 1995, paras.74 et 289-1. 邦語文献として曾我部真裕「自己像の同一性に対する権利」について」法学論叢167卷6号（2010）も参照。また、F. RIGAUX, LA PROTECTION DE LA VIE PRIVÉE ET DES AUTRES BIENS DE LA PERSONNALITÉ, Bruylant, Bruxelles, 1990, paras.209 et 563はイタリアにおける自己アイデンティティ（identità personale）の権利について言及する。

75 J. RAVANAS, *supra note 65*, p.296. V. aussi, L.DUGAS, LA MÉMOIRE ET L'OUBLI, E. Flammarion, Paris, 1917, pp.36-64.

(民法典9条2項)、裁判例によれば、暴露された情報の入手方法の適法性の如何や⁷⁶、またその手段や媒体も問われない⁷⁷。

ある情報が適法に入手されたものであっても私的生活の侵害になり得るのであれば、報道の自由や知る権利といった他の利益と対立することになる。この緊張関係はしばしば指摘されるところである⁷⁸。

さらに、ある事実が「忘れられる」ためには、問題となる情報は一度は他者に知られていることが前提となる点をここで想起したい。時間の経過によってようやく風化してきた情報が、後になって蒸し返されることは当事者に苦痛をもたらし得る。それゆえ、多くの場合、「忘却」はすでに一度流布した情報が改めて世間に知らしめられる、すなわち情報の再暴露（redivulgation）の文脈で問題となる。言い換えれば、忘却の権利は、情報の再暴露に対する情報の当事者の側からの反論として位置づけられる。

では、問題となる事実を、本人が公表していた場合にはどうなるか。フランスの裁判所はこの点について、自らその事実を明らかにした場合には、当該事実の再公開に対して私的生活尊重権に基づく請求には制限が付されるものと判断している⁷⁹。

以上を踏まえれば、ある人が特に自ら明らかにしたわけでもない私的領域に属する情報を、悪意をもって暴露するといった場合については、「忘却」の権利が認められる余地はきわめて広くなると考えられる。例えば、パパラッチにより撮影された著名人の私的な状況の写真がかつて勝手に雑誌に掲載されたとして⁸⁰、一定の期間の後に再掲されたというような例では、忘却権に基づく削除

76 Cass. Civ. 1^{re}, 31 mai 1988, *Bull. civ. I* n° 167 p.115 ; *JCP* 1988 VI 279. V. Aussi, M. -N. Louvet, *Le juge des référés et la protection de la vie privée*, LEGICOM, n° 20, 1994, p.29.

77 北村・前掲注(23) 239頁。

78 大石・前掲注(23)【青山法学論集】70-72頁、また、萩野弘巳「プライバシーとフランス社会」清水英夫(編)『マスコミと人権』(三省堂、1987) 252頁以下も参照。

79 TGI Paris, 4 février 1988, Catherine Bodet, dite Catherine Lara c. Pascuito et autre, *JCP* 1988 II 21107, note E. Agostini.

80 この例は、Cass. Civ. 1^{re}, 13 avril 1988, Société de Presse « Jours de France » c. L'Impératrice

等の請求はおそらく問題なく認容されよう。このことは、フランスで初めて「デジタル」忘却権が認められた 2012 年 2 月 15 日パリ大審裁判所判決での判断へつながるように思われる⁸¹。

これに対して、ランドリュー事件のセグレの訴えが認められなかつたのは、彼女自身が過去について語ったという経緯があるためである。ただし、一度は本人が自身の過去のエピソードを明らかにした場合、その後の時の経過を顧慮することなく、単にその事実のみをもって忘却を主張できないとするのは、妥当ではないようにも思われる。上述のように私的生活尊重権を自身が見られた人間像の創出と結びつけるならば、自身が望む人間像とは合致しない情報を自身と紐づけて語られることに対する異議申し立ての余地は認められるのではないか。たとえそれがかつてその人自身が公開した情報の再掲であったとしても、現在の自己イメージと合わない情報が再度流布されることを直ちに正当化するものではない。このことは、欧州人権条約 8 条にいう「私的生活」についての権利は「人格（personality）の発達と完成」のための他者との関係構築の権利である⁸²、という理解とも調和する。

現在の自己像の構築に必要だからと言って、もちろん、過去の忘却が無制限に認められるものとは言えない。ここで、第三の考慮要素であるところの、再度の公表はいかなる目的のもとにおいてなされたか、という点が関わってくる。

Farah Diba et autres, *Bull. Civ.* 1988 I n° 98, p.67 ; *JCP* 1989 II 21320, note E. Putmanによる。これは、そもそも私的生活尊重権侵害として構成できる。

- 81 前掲注（19）参照。この事件は、かつて偽名でポルノ映画に出演した過去を持つ女性が、インターネット上のポルノサイトで過去の自身の映像が自身の本名とともに表示されることを知り、検索エンジン業者の Google を訴えた事件である。原告は、自身の本名を検索した際にポルノサイトと関連づけて表示される検索結果の見出しとそのウェブサイトの URL の削除を求めた（裁判所は原告の訴えを認容）。ここで問題となる事実は、本人が公開したものではなく、私的領域に含まれるものと理解できる。
- 82 X. v. Iceland, 6825/74, [1976] ECHR 7, (1976) 5 DR 86 (“the right to establish and to develop relationships with other human beings, especially in the emotional field for the development and fulfilment of one’s own personality”).

過去の「忘却」は、表現の自由や歴史研究との関係で軋轢を生じせしめる可能性がある⁸³。実際、前節で挙げたフランスの裁判例では、歴史を描写することが目的である事件（例えば、ランドリュー事件）と、単なる遊戯を作成することが目的である事件（例えば、「職業の顔」事件やトリビアル・パスト事件）とが見られる。情報の再掲の目的の相違によって、忘却権の許否の判断に何らかの相違が生じるか。

この点について、学説では、歴史（*histoire*）と今日的意義（*actualité*）が重要な要素として指摘される⁸⁴。私的生活の尊重は、その人の人格の形成にかかわるものであり、人間の尊厳を保つためにも重要な価値である。他方、公衆の知る権利あるいは表現の自由もまた、憲法的価値を有する。そこで、忘却権に基づく情報の削除ないし差止めを論じるにあたっては、これらの利益が比較衡量されることになる。

ある情報の主体となる人が歴史的に見て重要な位置にあり、その人について語ることが歴史的価値を有するならば、公衆の知る権利や歴史を語るための表現の自由が優先されることになろう。これに対して、その情報をとりたてて指摘する必要性が低いのであれば、歴史の叙述は錦の御旗とはなり得ず、忘却の主張が認められる。特に生きている者がその叙述の対象になるのであれば、歴史家にはその人の現在の生活に対する十分な配慮が求められる⁸⁵。

83 現代の「忘れられる権利」についても、国際図書館連盟（IFLA）が、情報・歴史記録の完全性やそこへのアクセス、研究や表現の自由といった公共の利益が制限されることへの懸念を滲ませる意見を表明している点は注目すべきである（IFLA Statement on the Right to be Forgotten of 25 February 2016, available at <https://www.ifla.org/node/10272> [latest access: 2017/11/08]）。IFLAは図書館の理念を「Freedom of expression and freedom of access to knowledge are central to the work of libraries」とし（Applying the Right to Be Forgotten: IFLA Publishes Open Letter of 24 October 2016, available at <https://www.ifla.org/node/10950> [latest access: 2017/11/08]）、「忘れられる権利」の慎重な取り扱いの必要を指摘する。

84 R. Lindon, *supra note* 62, p.29 ; X. AGOSTINELLI, LE DROIT À L'INFORMATION FACE À LA PROTECTION CIVILE DE LA VIE PRIVÉE, Librairie de l'Université, 1994, paras.508 et s.

85 R. Sarraute, *Le respect de la vie privée et les servitudes de la gloire*, Gaz. Pal. 1996 I doctr.,

また、その情報が公衆の「正当な関心」の対象であるならば、遠い過去の出来事であっても、忘却は否定される。公衆の関心の正当性を判断する時に、「その情報を、いま、再び衆目にさらす必要があるのか」、すなわち情報の再掲の今日的意義が問われる⁸⁶。その意義が大きくない場合には、当該情報の主体は「忘却の外套（mantneau de l'oubli）」⁸⁷の陰に隠れることになる。

忘却権について、いずれの裁判例も「誰に対して」求められる権利であるかについては明示していない⁸⁸。そもそも「忘却」されることによる完全な原状回復（*restitutio in integrum*）、すなわち、問題となる過去をなかつたことにしておそらく不可能である。そこで、せめて社会あるいは公衆がその事実を「知り」、それについて「語る」ことから逃れるために「忘れられる」ことが求められる。

この判断のための固定的な基準を定めることはきわめて難しい。いかなる情報が、その人にとってどのように位置づけられるか、また、その情報が社会・公衆にとってどれほどの重要性を有するか、といった点は個別の事案ごとに種々様々だからである。それゆえ、忘却の可否の判断に際しては、私的生活の尊重のために必要な「忘れられる」こと、人々が自身の思考や判断を形成するために様々な事実や情報を「知る」こと、そのために社会に情報を伝播し、また、歴史のために「語る」こと、これらの利益を比較衡量し、ケースバイケースで判断するしかなかろう。

p.15（「関係者全員の死後であれば、歴史と批判の名において、専門家は獲物を引き裂くのもよかろう……。しかし、何人であれ生きている限りは、自己の内奥の生活（*vie intime*）の秘密についての権利は根源的なものである。この権利の前では、表現の自由は道を譲らねばならない……。歴史家は、生者については、その公的活動だけに研究を限定しなければならない」）。

86 C. Costez, *Le droit à l'oubli*, Gaz. Pal. 1995 II doctr. 1, pp.965-966 は、この文脈で、「時効（*prescription*）」という表現が時の経過を含意するとする。また、TGI Paris, 18 décembre 1991, Denise Labbé c. Cogedipresse, Gaz. Pal. 1992. III. 1, pp. 347 et s. も参照。

87 X. AGOSTINELLI, *supra note* 84, para.508.

88 J. Ravanas, *supra note* 65, p.295.

4. プライバシーをめぐる我が国の議論との若干の比較

ここまで、フランスの私的生活尊重権と、そこにおける「忘却」される権利との関係について、裁判例を中心見てきた。最後に、我が国における議論と若干の比較を試みたい。ここには、複数の近似する論点が見出せるように思われる。

我が国における一般的なプライバシーの定義は、「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」である。これは、リーディングケースと位置づけられる宴のあと事件（東京地判昭和39年9月28日（下民集15巻9号2317頁））で初めて示された⁸⁹。そして、プライバシーにかかる情報とは、①「私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれ」があり、②「一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立つた場合公開を欲しないであろうと認められる（一般人の感覚を基準として公開されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められる）」事柄であって、③「一般の人々に未だ知られていない」がその「公開によつて当該私人が実際に不快、不安の念を覚え」るもの、と定義されていることはすでに知られる通りである。なお、上記に該当する情報の公開が「当該私人の名譽、信用というような他の法益を侵害する」かどうかは問われない。情報の暴露 자체が問題とされているのである。

ここから、我が国の判例は一義的にはプライバシー権を、一般人が公開したくないと思うような⁹⁰、まだ他人に知られていない「私生活の秘密」（またはそれらしく思われる情報）を秘匿する権利と理解していると言える。

そうすると、すでに他人に知られてしまった情報はどうなるのか、という疑

89 その後、最判昭和56年4月14日（民集35巻3号620頁）【前科照会事件】が「何人も自己の名譽、信用、プライバシーに関する事項については、不当に他に知らされずに生活をする権利を有し、……これは人の基本的権利として尊重されなければならない」と判示し（文言自体は前審である大阪高判昭和51年12月21日（判時839号55頁）による）、最高裁レベルでプライバシーが認められたと理解される。

90 前掲の前科照会事件最高裁判決における伊藤正己判事による補足意見（前科は「最も他人に知られたくないものの一つ」）が端的にこれを表現する。

問が生じる。この点はフランスでなされている議論に類似する。例えば犯罪に関する情報は、裁判記録をはじめとする公的な記録に残るし、時事報道によって公衆の知るところとなる。報道の記録が残されることも多いから、後になって過去の情報を追うことも不可能ではない。宴のあと事件の要件に厳密に従うと、「一般の人々に未だ知られていない」とは言えないから、こういった情報についての「忘却」を主張できないのではないか、との不安も残る。

確かに、忘却権（我が国では「忘れられる権利」）はプライバシーとは別個の権利であるから、そもそも宴のあと事件の要件に従う必要はない、という展開も不可能ではないかも知れない。しかし、むしろ、ここではプライバシー概念の変化と拡大が指摘される。

1960年代ごろから、情報（化）社会の到来に伴う情報の保存や流通の状況の変化を受けて、プライバシー概念自体の変化が観察される。かつての「私室で囁かれたこと（what is whispered in the closet）」⁹¹を秘匿する権利から、より積極的な「個人情報をコントロールする権利（自己情報コントロール権）」への変化である⁹²。この権利は、下級審レベルでは採用される例も見られ⁹³、学説上も有力に主張されているところである⁹⁴。

この見解は、人格権に「個人の（人間としての）尊厳」⁹⁵という価値を保障する役割を見出した上で、その一端であるプライバシーを「アイデンティティの

91 S. D. Warren & L. D. Brandeis, *supra note 27*, p.195.

92 佐藤幸治「プライバシーの権利（その公法的側面）の憲法論的考察：比較法的検討（1）」法学論叢86卷5号（1970）12頁。また、森嶌昭夫「プライバシーの権利：自分の個人情報をコントロールする権利」時の法令1870号（2010）38-39頁。

93 「プライバシー権は、自己に関連する情報の伝播を一定限度にコントロールすることを保障することも、その一つの内容とするものと解され」る、と述べる東京地判平成5年5月25日（判時1491号102頁）を参照。

94 阪本昌成「プライバシーの権利と個人情報の保護」佐藤幸治先生古稀記念論集『国民主権と法の支配（下）』（成文堂、2008）84頁、辻村みよ子『憲法（第3版）』（日本評論社、2008）173頁。

95 大村敦志「人の法」から見た不法行為法の展開 淡路剛久先生古稀記念論集『社会の発展と権利の創造』（有斐閣、2012）345頁。

源流⁹⁶あるいは「個人のアイデンティティの形成過程を守る盾」⁹⁷と理解する。このようなプライバシーに基づいて、人は他者あるいは社会との関係において、自分自身をどのように位置づけるかを決めることができる。他者との関係、すなわち他者からどのような人間として把握されたいかは、自身についての判断要素としてどのような情報を与えるか、自分についてどのような「物語」⁹⁸を語るか、ということを意味する。

この見解に立てば、情報はその主体となる者の「コントロール」に服し、本人の意思に従って公開ないし非公開の判断ができる。そこで、すでに一般の人々に知られた情報であっても、削除（すなわち「忘却」）も認められることになるように思われる。

ここで、フランスと同じく、他の利益との衝突が論じられる。すなわち、社会における情報の公共性や⁹⁹、公衆の知る権利、報道の自由、表現の自由といった利益である。いずれも基本的な価値である以上、いずれに優劣をつけることは難しく、また、決定的な判断基準を確定することも難しい。それゆえ、比較衡量により、個別事案ごとに判断されることになろう。

ここで、問題となる情報が、「正当な関心」¹⁰⁰を持つに相応しいものであるかどうかが問われる。この点もまた、フランスにおける議論と類似する点である。

社会が正当な関心を持つべき情報であれば、たとえ個人に関する情報であっても、秘匿されるべきではない。この場合には公衆の検討や批判の対象となるべく、当然に公開が期待されることになる。これに対して、すべての情報に対

96 水野謙「プライバシーの意義」NBL936号（2010）37-38頁。

97 水野・前掲注（96）39頁。

98 水野・前掲注（96）39頁。その人と同定できる形で、この「物語」と相容れない情報が公となることはプライバシー侵害である。

99 水野・前掲注（96）30頁（個人情報は「濃淡の差こそあれ、公共財的な側面があることは否定できない」）。

100 山本敬三「前科の公表によるプライバシー侵害と表現の自由」民商法雑誌116巻2号（1997）631頁。

して知る権利や報道の自由を主張し、私的な情報を含むあらゆる情報が公のものとなることも妥当ではない。きわめて私的で、かつ、特に社会的意義を有するわけでもない情報についてまで好奇の視線に晒されてしまえば、平穏な生活の維持は難しくなり、ひいては人間の尊厳すら損なわれかねない。

この時に一つの基準となるのが情報の「公共性」である。例えば重大な刑事事件の犯人に関する情報は、芸能人の不倫相手についての情報よりも公共性は高いことになろう。

そして、「正当な関心」の判断については、「時間の経過」という要素の考慮の必要性が指摘される¹⁰¹。かつては社会の関心を集める重大事件であっても、時とともに関心が薄れ、その公共性が（事件発生時と比べれば）低くなることは十分考えられる。そのような場合であっても、過去のその時点において人々の関心を集めたからと言って、常に公の領域に置かれることは妥当ではない。十分な公共性をもつや有さない情報であれば、「忘却」の対象となることも許容されよう。

さらなる詳細な検討は別稿に譲らざるを得ないが、「忘却」される権利をめぐるフランスの議論は、我が国におけるプライバシーの議論と複数の共通項を有する。我が国では「新たな権利」とされる「忘れられる権利」の位置づけは、未だ完全に確定したものとは言えない。もちろん、デジタル環境を前提とする「忘れられる権利」について独自に検討しなければならない点もあるうが、このように整理してみると、既存のプライバシーの議論から多くの示唆を得ることができるようと思われる¹⁰²。

101 山本・前掲注（100）631頁、大村・前掲注（95）345頁。また、東京地判昭和62年11月20日（判時1258号22頁）〔ノンフィクション逆転事件（第一審）〕を参照。

102 その意味で、「忘れられる権利」を従来のプライバシーの枠組みで判断した最三決平成29年1月31日（民集71巻1号63頁）は評価されよう。

おわりに

フランスの著名な哲学者であるポール・リクールによれば¹⁰³、「忘却」には二つの種類があるという。一つは単なる消去としての忘却（oubli par effacement）であり、もう一つは意志された「留保としての」忘却（oubli de réserve）である¹⁰⁴。後者は、過去が残存することによって悲しみや苦しみがもたらされ得ることを前提とする。そのような過去を忘却の域に置いたままにすることで、人々は平穏かつ幸福な生活を得られる¹⁰⁵。リクールはこのように忘

103 特に、P. RICŒUR, *LA MÉMOIRE, L'HISTOIRE ET L'OUBLI*, Editions du Seuil, Paris, 2002 (邦訳として久米博「記憶・歴史・忘却（上・下）」(新曜社、2005)) に多くの示唆を得た (その前提として、P. RICŒUR, *TEMPS ET RÉCIT*, tomes 1-3, Editions du Seuil, Paris, 1983-1985 (邦訳として久米博『時間と物語 I~III (新装版)』(新曜社、2004)) も参照)。もちろん、門外漢である筆者が完全にリクールの思想を理解できるわけではなく、多くの邦語専門文献を参照させていただいた。特に、川口茂雄『表象とアルシーヴの解釈学：リクールと『記憶・歴史・忘却』』(京都大学学術出版会、2012) 及びジャン・グロンダン／杉村靖彦（訳）『ポール・リクール』(白水社クセジュ、2014)。また、小野坂弘「物語の意義と構造（1）～（5・完）」法政理論 29 卷 4 号 (1997) 1 頁以下、同 30 卷 2 号 (1997) 1 頁以下、同 31 卷 1 号 (1998) 1 頁以下、同 31 卷 2 号 (1998) 52 頁以下、同 31 卷 3 号 (1999) 39 頁以下、北村清彦「繰り返される自己の物語：ポール・リクールの自己論」北海道大学文学部紀要 47 卷 1 号 (1998) 1 頁以下、久米博「現代フランス哲学における二つの他者論：レヴィナスとリクール」立正大学人文科学研究所年報別冊 13 号 (2000) 9 頁以下、萩原康一郎「ポール・リクール『時間と物語』の虚構論としての可能性と限界」藝術研究 20 号 (2004) 1 頁以下、松尾憲一「アイデンティティ喪失の解釈学：ポール・リクールのアイデンティティ論」教育哲学研究 89 号 (2004) 69 頁以下、萩原康一郎「物語的理 解と自己同一性：ポール・リクール『時間と物語』を中心に」文芸学研究 10 号 (2006) 21 頁以下、大小田重夫「記憶と忘却：ベルクソンとリクール」哲学 44 号 (2008) 67 頁以下、小林玲子「ポール・リクールにおける行為の存在論と赦し」聖母女学院短期大学研究紀要 40 号 (2011) 22 頁以下、荒木奈美「ポール・リクール「物語的自己同一性」に関するノート：「物語」を通して見えてくる「自己性」に関する考察」札幌大学総合論叢 34 号 (2012) 171 頁以下、朝岡翔「死者の記憶から立ち上がる市民的倫理：リクールの記憶と歴史に関する論究を手がかりに」京都大学大学院教育学研究科紀要 60 号 (2014) 195 頁以下、等。

104 P. RICŒUR, *op. cit.* [LA MÉMOIRE...], p.542.

105 「幸いなる忘却」とするグロンダン／杉村（訳）・前掲注（103）150 頁も参照。

却にも積極的な意義を与える¹⁰⁶、これが人を解放する行為としての忘却、すなわち「赦し」につながると述べる¹⁰⁷。この考えは、社会復帰の文脈で論じられる忘却とも相関するように思われる。

また、プライバシーを論じる上では自己決定権に言及されることもある¹⁰⁸。自身について何を語るか、どの過去を公とし、あるいは秘匿するかを決定する権限を有するのはその人自身である、というものである。それゆえ、たとえ一度は公開された情報であっても、その人の「ライフ・ストーリー」¹⁰⁹に混乱を招く場合には、プライバシーに基づく異議申立てが認められる余地がある。

プライバシーに関して「物語」や「ストーリー」といった語が用いられるのは、ある人の自己とは、その人について「語られる」もので決まるからではないか¹¹⁰。このように考えると、自己を構成する物語の内容を選ぶことは自己決定の一環であり、その内容のうち、語られたくないものを「忘却」の対象とすることもまた、自己決定の一環と言えるようにも思われる。

106 P. RICŒUR, *op. cit.* [LA MÉMOIRE...], p.541.

107 P. RICŒUR, *op. cit.* [LA MÉMOIRE...], pp.536 et s. グロンダン／杉村（訳）・前掲注（103）149-150 頁。

108 この点につき、山崎友也「現代における「自己決定権」の存在意義」公法研究 78 号（2016）104 頁以下。同論文自身はプライバシー権を検討対象から外すとしているものの、プライバシー権を考察する上で想起が必要な自己決定権につき従来の議論が整理され、特に自己決定権をむしろ「他者」（「環境」「制度」）からの関係・干渉・介入を要求し、さらにその最適化を請求する権利へと翻訳（111 頁）し、「自己」「私は、純然たる私事に閉じこもることは通常なく、網の目のように張り巡らされ制度や複雑に入り組んだ人間関係の中」（112 頁）に存在するという指摘はきわめて興味深い。

109 水野・前掲注（96）39 頁。

110 リクールは「物語的自己同一性（identité narrative）」という概念を提唱する（「「だれ？」という問い合わせることは、……人生物語を物語ることである。物語は行為の「だれ」を語る。〈だれ〉の自己同一性はそれゆえ、それ自体物語的自己同一性に他ならない」久米（訳）・前掲注（103）〔時間と物語 III〕448 頁）。ただし、大戦下の記憶が再整理されていく中で、「アイデンティティ」という語が政治的・社会的な重要性と同時に偏向を示すようになり、それゆえリクールが後に「アイデンティティ」という語を用いることに躊躇いを見せるようになることにつき、川口・前掲注（103）80-81 頁。

もちろん、すべての事柄が「忘却」の対象となることは妥当ではない。「忘却」と同様に、何かを「記憶」する、あるいは「記憶」したいと望むこともまた、人の自然な営為であるように思われるし、社会にとって重要性や必要性が認められることも当然あろうからである。それでは、どのような情報が「記憶」され、あるいは「忘却」されるべきか。そのために、社会の機構として、どのような法が必要とされるか。きわめて大きな問い合わせはあるが、情報が氾濫する今日の社会においては、改めて考え直さなければならない問い合わせもある。その意味で、「忘れられる権利」は単なる一過性の流行語ではなく、この重要なかつ本質的な問い合わせを導く機会を与えてくれるように思われる。

そのためには、一分野にとどまらない広範な議論が必要となろう。その議論の土台の一部として、本稿が僅かでも貢献できるのであれば幸いである¹¹¹。

* 本稿は、KDDI 財団研究助成の成果の一部である。

111 ここに、リクールの『記憶・歴史・忘却』の結語を引いておきたい（邦訳は久米（訳）・前掲注（前掲注（103）〔記憶・歴史・忘却（下）〕319頁による）。「歴史の底には、記憶と忘却がある。／記憶と忘却の底には、生がある。／だが、生を書き記すことはまた別の物語である。／未完成。（Sous l'histoire, la mémoire et l'oubli. / Sous la mémoire et l'oubli, la vie. / Mais écrire la vie est une autre histoire. / Inachèvement.）」。